

農地の貸し借り [再設定]

利用権(「賃借権」、「使用貸借による権利」)の再設定

使用する用紙は、当センターから送付する

- 利用権設定等農用地利用集積計画書
- 利用権設定等農用地利用集積申出書

を使用されると便利です

なお、新規設定する際に使用する計画書・申出書を利用することもできます。

(記入例3)

利用権設定(移転・転貸及び経営受委託を除く)関係農用地利用集積計画書

1. 各筆明細

契約コード 2:0:0:2:2	利用権の設定を受ける者(A) (借受人)	氏名(名称) (変更) 田中一郎	住所 (変更) 下水内郡栄村北信 123	隠印 (中)	区分地区 1	世帯	農協名 北信州みゆき
公開年月日 20年7月28日	利用権を設定する者(B) (貸付人)	氏名(名称) (変更) 木内太郎	住所 (変更) 飯山市飯山 888	隠印 (水)	区分地区 2	世帯	農協名 北信州みゆき
コード履歴 12034							

① ② 必ず記入してください。

区画	利用権を設定する土地(C)	設定する利用権(D)				(B)以外の権原者等(F)		備考
		内容 (利用目的・物名等)	容積率 (%)	面積 (㎡)	現況 地目	住所	氏名又は 名称 (同義印)	
1	栄村北信1117 栄村北信 1119	水稲	667.00	田	田	田		
2								
3								
4								
5								

2. 共通事項、注意事項 裏面のとおり

3. 利用権の設定等を受ける者(借受人)の農業経営の状況等

整理番号	氏名又は名称 (変更の場合)	性 (変更の場合)	別 (変更の場合)	男・女	生年月日 (変更の場合)	年月日 (変更の場合)	農作業従事日数 (変更の場合)	主たる経営作目 (C)		世帯員(備前員)		農業従事者(うち15才~60才未満の者)		雇用労働力 (在職日数)		主たる農産物の生産状況(F)	
								水稲	その他	男	女	合計	種	数量	種	数量	
今回利用権の設定等を受ける土地の面積(A)㎡	現に耕作又は養蚕の事業に供している農用地の面積(B)㎡																
農地 667.00	自作地 13,210	男	2	女	1	合計	2	人									
採草放牧地 0.00	借入地 355	女	0	男	1	合計	1	人									
その他 0.00	採草放牧地 0																

共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各章明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の支払猶予
利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする事ができない場合には、相当と認められる期目までにその支払を猶予する。
- (2) 借賃の減額
利用権の目的（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各章明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対してその割合に相当する額なるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。
- (3) 解約に当たったっての相手方の同意
甲及び乙は1の各章明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (4) 転貸又は譲渡
乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の賃に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損壊について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができないときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。
- (6) 租税公課の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び職課金を負担する。
ウ 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から 日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によつて生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のため支出した有益費については、その返還時に増額額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増額額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増額額）の償還を請求することができる。
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増額額となる。
エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- (9) 利用権取得者の資格
乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならぬ。
- (10) その他
この農用地利用集積計画に定められない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

各章明細にかかわる記載注意

- (1) この各章明細は、利用権設定の当事者ごとに別乗とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (C)欄は、大文字別に記載する。
- (3) (C)欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段階書きする。なお、1筆の、節について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (C)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農薬用施設用地（畜舎）として利用等）を記載し、水田裏作を目的とする貸貸借等の場合にはその利用期間も併記する。
- (5) (C)欄の「存続期間（終期）」は、「〇〇年〇〇月〇〇日（始期）から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (6) (C)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃）の額を記載する。
- (7) (C)欄の「借賃の支払い方法」は借賃の支払期限と支払方法（例えば、毎年〇月〇〇日までに〇〇歳協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等）を記載する。
- (8) (C)欄は、(D)欄の「利用権の種類」に対応して「貸借借」等と記載する。
- (9) (C)欄は、(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- (10) 同意については、(A)欄、(B)欄及び(C)欄に同意印を押印することによって、かえることができる。
- (11) 備考欄は、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。
- (12) 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等にかかる記載注意
同一公公告に添付する者の農業経営の状況等の記載は、同一公公告に添付する者の農業経営の状況等の記載は、他はその記載を要しない。
(1) 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公公告に添付する者の農業経営の状況等の記載は、他はその記載を要しない。
(2) (A)欄は、同一公公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混牧林地、農薬用施設用地に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農薬用施設用地に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養鶏」、「養豚」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
(4) (C)欄は、「農業等従業者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の方を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

* 下記事項を簡了解の上で、申出書、副産書を提出して下さい。

1 この申出書及び付随書類は、市町村若しくは市町村農業委員会、長野県を境由して、長野県農地情報管理センター（事務局：長野県農業会議以下「センター」という。）に送付され、電送入力され得ます。

2 契約期間満了前に、「契約期間満了のお知らせ」センターから市町村若しくは農業委員会を境由して、貸付人、借受人あてに送付されます。（電送入力、情報提供等に係る貸付人、借受人の経費負担はありませぬ）

3 センターで電算管理する情報を、農林水産省が年度実施する「土地管理情報取次分析調査」（農産経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業等）により、1年間にどれだけの農地が移動したのか等を調べる調査）に使用します。

4 この情報の取り扱いは、長野県個人情報保護条例（平成3年3月14日付長野県条例第2号）に準じ、万全を期して対応することとし、目的外の利用は一切いたしません。

受付欄

別紙計画書のとおり農業経営基盤強化促進法により、利用権の設定をしますので、申し出ます。

利用権の設定を受ける者 (借受人)	地 区	氏名又は名称	性別	生 年 月 日	電 話 番 号
	* 北 信	田 中 一 郎	男	昭和 45 年 5 月 10 日	* 87 - 5208
利用権を設定する者 (貸付人)	地 区	氏名又は名称	性別	生 年 月 日	電 話 番 号
	飯山市	木 内 太 郎	男	昭和 5 年 7 月 7 日	86 - 1666

※ ※ ※ ※ ※ 聴取確認欄 ※ ※ ※ ※ ※

1. 透作距離

1 Km未満	1
1 ~ 10 Km	②
10 ~ 20 Km	3
20 ~ 30 Km	4
30 Km以上	5

(注) 一番距離の大きい値までの距離。

2. 権利の種類

賃借権設定 (畑)	①
賃借権設定 (開闢地)	2
賃借権の移転	3
信用貸借による権利設定 (通年)	4
信用貸借による権利設定 (期間地)	5
信用貸借による権利移転	6
地上権・永小作権・賃借権の設定・移転	7
経営受委託	8
その他の使用収益を目的とする権利の設定・移転	9

3. 借受人の分類

個人	1
世帯員	②
その他	3
農業生産法人	4
農協	5
地産市町村	6
農協	7
農協	8
農協	9
農協	10

(注) 個人が借受人となる場合は、利用権の移転等を除いては、通常は2(その他)とする。
又、再設定の場合も2(その他)とする。

4. 貸付人の分類

個人	①
農業生産法人	2
農協	3
地産市町村	4
農協	5
農協	6
農協	7
その他個人	8

5. 中核農家の該当

借受人	該当する	1	○
	該当しない	②	

(注) 法人は2(該当しない)とする。
「中核農家」とは、60歳未満の専従者(自営農家に100日以上従事する者)のいる農家である。

6. 権利の設定、移転の事由

経営継承の受継のため	1
経営廃止	2
事業による経営移小	3
高齢化による経営移小	4
労働力不足	5
耕作不能・低生産地のため	6
集約部内への移転のため	7
相手方の要望	8
その他	⑨

(注) 「経営継承金の受継のため」に該当する権利移転の場合は、他の事由に該当する場合は、この事由を優先させる。

7. 経営継接地面積

不 耕 作	借 入 貸 入
1	1
2	2
3	3
4	4
5	⑤
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15 ha 以上	14

(注) 農業生産法人以外の法人は1(不耕作)とする。
経営継接地面積は移動前の規模とする。

8. 相い手の区分

借受人	1	○
認定農業者	2	
基本財産が移転する農業者	③	
今後有償する農業者	④	

当センターから送付する「利用権設定等農用地利用集積計画書」
記入上の留意事項

再設定に係る諸々の事務処理を簡略化していただくため、利用権設定された土地が終期を迎える1～3ヶ月前に、電算打出しした「利用権設定等農用地利用集積計画書」等を送付しています。

再び同じ土地を利用権設定する場合にご利用ください。

- 1 打ち出された「利用権設定等農用地利用集積計画書」の内容を変更せず、再度、利用権設定する場合は、次の5項目を記入して、所定の手続きを進めてください。

「公告年月日」「始期年月日」「終期年月日」「存続期間」「10a当たり借賃」

- 2 打ち出された「利用権設定等農用地利用集積計画書」の内容を変更・加筆等して、再度、利用権設定する場合は、次により変更・加筆して、所定の手続きを進めてください。

項 目	内 容
受付コード	9ページを参照してください。
公告年月日	利用集積計画書が公告された年月日を記入してください。
氏名、住所	打ち出されている内容に間違いがある場合や、変更して設定する場合には、下段に正しい内容を記入してください。
区分、地区、世帯	前回の契約時の内容が、「利用権の設定を受ける者(A)」及び「利用権を設定する者(B)」欄に打ち出されています。 間違いがある場合や、変更して設定する場合には、各欄に正しい内容を記入してください。
利用権を設定する土地	打ち出されている内容に間違いがある場合や、変更して設定する場合には、下段に正しい内容を記入してください。 なお、再設定時に新規設定もする場合については、項目にそって加筆するようにしてください。

